

事業系ごみ適正処理 関連資料 (令和3年4月)

問1：産業廃棄物と一般廃棄物の両方の収集運搬ができる業者を教えてください

産業廃棄物と一般廃棄物の収集運搬を業者に依頼する場合、それぞれの許可を持つ業者(許可業者)に依頼してください。許可を持たない業者が廃棄物の収集運搬業を行うことは違法となりますので、ご注意ください。

下表の業者は、宮代町内の事業所から発生する産業廃棄物と一般廃棄物の両方の収集運搬業の許可を持つ業者です。依頼する際は、事前にお問い合わせのうえ、取扱いの可否、料金や手続き等についてご確認ください。

なお、産業廃棄物収集運搬の許可業者は、下表以外にも多数おります。一般社団法人埼玉県環境産業振興協会ホームページ (<http://saitama-sanpai.or.jp/>) で検索可能です。

No.	会社名	住所	電話番号
1	(株)セントラル・アメニティ	久喜市久喜東 3-7-10	0480-44-3116
2	宮内建材興業(株)	久喜市野久喜 128	0480-21-0813
3	日栄総業(株)	久喜市本町 7-2-88	0480-21-1226
4	(株)渡邊興業	久喜市八甫 2525	0480-58-2525
5	(株)高田産業	宮代町川端 4-13-5	0480-34-5401
6	エイ・エル・クリーン	宮代町東 403-1	0480-34-6298
7	(株)ナカヤ商事	白岡市篠津 961-1	0480-93-1755
8	(有)瀬山商店	蓮田市根金 896-3	048-766-2171
9	ウム・ヴェルト(株)	加須市栄 368-1	0280-23-2828
10	(有)クリーンアース	幸手市楨野地 192-1 (幸手営業所)	0480-47-3661
11	安住環境整美(株)	さいたま市岩槻区高曽根 1037	048-798-1192
12	(有)太盛	さいたま市大宮区櫛引町 1-381	048-663-0461
13	(株)高橋産商	さいたま市北区吉野町 2-5-12	048-652-8884
14	(株)高澤商店	東松山市六軒町 18-13	0493-23-6392
15	(株)ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山 3884	048-532-1740
16	(株)イズミ	行田市埼玉 4173-2	050-3537-8725
17	クリーンシステム(株)	行田市藤原町 2-5-7 (さきたま支店)	048-831-4615
18	(有)下水管理興業	上尾市南 422-86	048-775-8118
19	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1-18-7	03-5995-3701

問2：産業廃棄物の持込み先の業者を教えてください

産業廃棄物の持込み処理は、一般廃棄物と異なり、埼玉県 of 許可を持つ事業者（許可業者）に依頼してください。産業廃棄物処理の許可業者は多数ありますが、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会ホームページ（<http://saitama-sanpai.or.jp/>）で検索可能です。

参考に、上記ホームページでの久喜市内及び宮代町内に受入施設を有する許可業者の検索結果は、下表のとおりです（建築廃材、廃油やがれき類のみを取扱廃棄物としている業者を除きます）。

なお、許可業者に産業廃棄物の持込み処理を依頼する際は、事前にお問い合わせのうえ、受入れの可否や料金や手続き等についてご確認ください。

許可業者名	住所	電話番号	取扱廃棄物
株式会社 ショーモン	久喜市 河原井町 27	0480- 31-7730	廃プラスチック類（※1）、 感染性産業廃棄物、汚でい、 紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器くず （※1、※2）、廃酸、廃アルカリ、 動植物性残さ、鉱さい
株式会社 ハッピーライフ彩生	久喜市 河原井町 47-1	0480- 29-1641	発泡スチロール、食品トレイ
ウム・ヴェルト 株式会社	久喜市 河原井町 47-4	0480- 26-1153	廃プラスチック類（※1）、 木くず、金属くず（※1）、ガラス くず及び陶磁器くず（※1） 【乾電池も可】
株式会社 ウム・ヴェルト・ジャパン	久喜市 河原井町 47-4	0480- 29-1531	廃蛍光管
株式会社丸栄	久喜市 桜田 5-18-9	0480- 58-1027	廃プラスチック類、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリ ートくず（※2）及び陶磁器くず、 がれき類（※3）

※1 自動車等破砕物を除く ※2 がれき類を除く ※3 工作物の除去に伴う煉瓦及びコンクリートくずに限る

産業廃棄物の処理の仕方や届出等につきましては、下記にお問い合わせください。

埼玉県東部環境管理事務所 杉戸町清地 5-4-10 電話：0480-34-4011

問3：産業廃棄物と一般廃棄物の見分け方のうち、問合せが多い品目は

産業廃棄物の業種限定がある場合は、日本標準産業分類を参考にして判断します。

また、従業員の個人消費（飲食等）に係り発生したものは、下表のとおり一般廃棄物として扱います。

名称（五十音順）	分類及び種類		備考
	産業廃棄物	一般廃棄物	
空き缶（一斗缶を含む）	○ 金属くず		従業員の個人消費 分は一般廃棄物
空きびん	○ ガラスくず		
インクカートリッジ	○ 廃プラ		
枝木		○ 燃やせるごみ	寸法規定有
紙おむつ（未使用）	○ 廃プラスチック類		
紙おむつ（使用済）		○ 燃やせるごみ	
紙類 （段ボール、コピー紙等）		○ 紙類	欄外（注）を 参照
ガラス、ガラス製品	○ ガラスくず		
乾電池	○ 金属くず／汚泥		
金属製品	○ 金属くず		
クリアファイル	○ 廃プラ		
軍手		○ 燃やせるごみ	
蛍光管	○ 廃プラスチック類／ 金属くず／ガラスくず		
作業着、制服	「布・衣類」を参照のこと		
シュレッダー紙		○ 燃やせるごみ	
食器（紙製、木製）		○ 燃やせるごみ	
食器（金属製）	○ 金属くず		
食器（陶磁器）	○ 陶磁器くず		
食器（プラ製）	○ 廃プラスチック類	△ 燃やせるごみ ※汚れが落ちない場合	
CD・DVD ディスク	○ 廃プラスチック類		
スプーン、フォーク （プラ製）	○ 廃プラスチック類	△ 燃やせるごみ ※汚れが落ちない場合	金属製は産廃 （金属くず）
台車	○ 廃プラスチック類／ 金属くず		
タイヤ	○ 廃プラスチック類		
畳	業種や材質により異なります		
タバコの吸い殻		○ 燃やせるごみ	
陶磁器	○ 陶磁器くず		

生ごみ (食料品製造業から発生)	○ 動植物性残さ		医薬品、香料 製造業も
生ごみ (上記以外の業種から発生)		○ 燃やせるごみ	飲食店、 小売業等
布・衣類 (化学繊維製)	○ 廃プラスチック類		ナイロン等
布・衣類 (天然繊維製)		○ 布・衣類	綿、麻、毛等
発泡スチロール、トレイ	○ 廃プラスチック類		
パレット (貨物用：プラ製)	○ 廃プラスチック類		
パレット (貨物用：木製)	○ 木くず		
ビニールパッケージ (食材等)	○ 廃プラスチック類	△ 燃やせるごみ ※汚れが落ちない場合	
ペットボトル	○ 廃プラスチック類		従業員の個人消費 分は一般廃棄物
ヘルメット	○ 廃プラスチック類		
弁当の容器	○ 廃プラスチック類	△ 燃やせるごみ ※汚れが落ちない場合	従業員の個人消費 分は一般廃棄物
ポリタンク、ポリバケツ	○ 廃プラスチック類		
ラップ	○ 廃プラスチック類	△ 燃やせるごみ ※汚れが落ちない場合	
レシート		○ 燃やせるごみ	
割り箸、竹串		○ 燃やせるごみ	

(注) 廃掃法施行令において、紙くずは「建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの」に限り産業廃棄物とされています。

問4：ビニル製品も産業廃棄物「廃プラスチック類」に該当するのですか

厚生省通知において、廃プラスチック類とは「合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類を含むもの」と定義されています(昭和46年10月25日付環整第45号)。

ビニル製品も、硬質プラスチック製品と同じく合成樹脂製品でありますことから、事業所が廃棄する場合は産業廃棄物に該当します。

問5：当社では複数の事業を行っていますが(例：製造業と販売業)、産業分類の判断基準はありますか

総務省ホームページ「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて-Q4」には、「1つの事業所において複数の経済活動を行っている場合は、主要な活動(例えば、利益や売上高等の最も大きいもの)によって決定します。」とありますので、参考にしてください。